

武蔵野市週休2日制確保工事実施要領

(目的)

第1条 将来にわたり社会資本を安定的に整備し、及び維持管理していくためには、建設業界の若手技術者を確保し、及び育成していくことが重要であり、建設現場において、完全週休2日制の実現に向けた段階的な施策展開を図っていくことが求められている。この要領は、週休2日制確保工事の実施の流れ、提出資料等必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所又は交替制を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。
- (3) 交替制 技術者及び技能労働者の休日日数で週休2日制に取り組む週休2日交替制工事をいう。
- (4) 対象期間 現場閉所にあつては現場着手日から工事完了日までの期間（年末年始6日間、夏季休暇5日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間その他発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等を除く。）は含まない。）を、交替制にあつては対象期間内における技術者及び技能労働者の従事期間（年末年始6日間及び夏季休暇5日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者それぞれが休日を確保できていればよい。）をいう。
- (5) 4週8休以上 現場閉所にあつては対象期間内の現場閉所日数の割合が、交替制にあつては対象期間内に現場で従事した全ての技術者及び技能労働者の平均休日日数の割合が28.5パーセント（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。この場合において、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日又は休日についても、現場閉所又は休日日数に含めるものとする。
- (6) 技術者及び技能労働者 施工体制台帳上の元請及び下請技術者等をいう。
- (7) 夏季休暇 原則として7月1日から9月30日までの期間に設定する休

暇をいう。

(対象工事)

第3条 武蔵野市が発注する工事（設計金額が130万円以上のものに限る。）を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とすることができる。

- (1) 対象期間が1か月（約30日）未満の工事
- (2) 単価契約工事、緊急対応工事その他の工期があらかじめ決められている工事
- (3) 災害復旧工事その他の社会的要請等により早期の工事完成が望まれている工事
- (4) 通学時間帯の中断等地域社会からの要望が予想される工事その他の施工時間又は施工方法の制約が予想される工事
- (5) 現場閉所又は交替制のいずれも実施することが困難な工事
- (6) 前各号に定めるもののほか、学校の夏休み期間を活用する工事その他市長が指定する工事

(工期の変更)

第4条 工期の変更の理由が次に掲げる受注者の責によらない場合は、発注者は、適切に工期の変更を行うものとする。

- (1) 契約内容と異なる事項等が発生し、工事工程の条件に変更が生じた場合
- (2) 工事の中止又は一部中止により、全体工程に影響が生じた場合
- (3) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(工事成績評価)

第5条 週休2日を達成したと認められる場合は、工事成績評価において創意工夫と熱意の項目で加点対象として評価する。

2 週休2日を実施できなかった場合であっても、工事成績の減点はない。

(実施方法)

第6条 発注者は、第3条の規定により週休2日制確保工事を選定したうえで、当初設計時に4週8休として経費（労務費、機械賃料、共通仮設費率及び現場管理費率）の補正を行い、案件公表時及び特記仕様書に当該工事が週休2日制確保工事である旨を記載する。あわせて、書式及び経費の補正等に係る積算方法において使用する東京都の実施要領を示す。

2 前項の規定により示す東京都の実施要領は、別表のとおりとする。

3 発注者は、工事契約時に週休2日制確保工事の実施について、受注者の意向を確認する。この場合において、受注者が週休2日制確保工事を希望

した場合は、受注者は、その旨を施工計画書に明記する。

- 4 前項の場合において、受注者が交替制の取組を希望した場合は、受注者は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容及び休日確保状況の証明方法を具体的に記載する。
- 5 受注者は、週休２日制確保工事を希望しない場合には、現場施工に着手する日（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始される日をいう。）までに、希望しない旨の理由を付して発注者に報告する。
- 6 受注者から週休２日制確保工事を希望しない旨の報告を受けた工事については、受注者は、次項から第９項までの規定による義務を負わない。この場合において、発注者は経費の補正について、設計変更を行う。
- 7 受注者は、工事施工時に工事現場において、週休２日制確保工事である旨を広報板等に明示する。
- 8 受注者は、現場閉所を行う時は、事前に週間工程表、メール等で監督員に報告する。
- 9 最終変更時には、現場閉所及び交替制において、それぞれ次に掲げる手続を行う。

(1) 現場閉所

ア 受注者は、工事完了日確定後速やかに、現場閉所報告書その他の現場閉所の結果が確認できる書面を作成し、発注者へ報告する。

イ 発注者は、現場閉所の実施結果に応じ、設計変更を行う。

(2) 交替制

ア 受注者は、工事完了日確定後速やかに、技術者及び技能労働者の休日確保状況結果が確認できる書面（休日確保状況報告書等）を作成し、発注者へ報告する。この場合において、当該書面には技術者及び技能労働者の出勤状況がわかる一覧表並びに休日が証明できる書類を添付する。

イ 休日率は、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日日数と対象期間日数から算出する。

ウ 発注者は、技術者及び技能労働者の休日率の実施結果に応じ、設計変更を行う。

(3) 前２号において、発注者への報告に用いる書面の書式は、別表に掲げる実施要領を参考に受注者が作成するものとする。

- 10 第６項並びに前項第１号及び第２号において、設計変更を行った場合の経費の補正等に係る積算方法については、別表に掲げる実施要領による。
- 11 議決を要した工事については、契約変更時に再度議決を受ける必要がある。

（その他）

第7条 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日等現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わない。

2 発注者における現場閉所状況又は技術者及び技能労働者の休暇率の確認については、各工事単位で行うものとする。

3 施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、発注者及び受注者の協議により、対象期間について適宜設定するものとする。

4 受注者は、この要領に定めのない事項又はこの要領に疑義を生じた事項については監督員と協議するものとする。

5 発注者は、受注者から提出された書面（週間工程表、現場閉所報告書、休日確保状況報告書等）を基に取組を確認する。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（令和6年9月18日要綱第82号）

この要領は、令和6年9月18日から施行する。

別表（第6条関係）

東京都財務局「週休2日促進工事」実施要領
東京都財務局「週休2日交替制工事」実施要領
東京都都市整備局「週休2日制確保工事（土木工事）」実施要領
東京都都市整備局「週休2日促進工事」実施要領
東京都都市整備局「週休2日交替制工事」実施要領
東京都住宅政策本部「週休2日制確保工事（土木工事）」実施要領
東京都住宅政策本部「週休2日促進工事」実施要領
東京都住宅政策本部「週休2日交替制工事」実施要領
東京都産業労働局「週休2日制確保工事（土木工事）」実施要領
東京都建設局「週休2日制確保工事（土木工事）」実施要領
東京都建設局「週休2日制確保工事（建築工事）」実施要領
東京都交通局「週休2日制確保試行工事」（土木工事編）実施要領
東京都交通局「週休2日制確保試行工事」（営繕工事編）実施要領
東京都水道局「週休2日制確保工事」実施要領
東京都下水道局「週休2日制確保工事」実施要領
東京都下水道局「週休2日制確保工事（営繕工事）」実施要領